

【要 望 書】



全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会



【 要 望 】

1. 宿泊観光産業の地位向上に向けた取組と発信

「観光立国・日本」を実現するためにも、宿泊観光産業は、今後我が国を支えていく基幹産業とならなければいけない。

現在宿泊観光産業に従事する方々や、これから就職を考える国内外の若い方々に宿泊観光産業で働くことの矜持を与えるためにも、国の方から「観光が我が国にとって大事である」、そして「宿泊観光産業が我が国の基幹産業である」という業界の地位向上のためのメッセージを力強く出していただきたい。

2. 能登半島地震や大船渡市山林火災の対応について

昨年の能登半島地震においては、宿泊観光産業をはじめとして観光産業全体が大きな被害を受けた。いまだに多くの宿泊施設が未だに本格的な営業が再開できない状況にあるなど、その影響は大きく残っているところである。

また、本年2月の大船渡市山林火災においては、近隣の宿で、停電によりボイラーが故障する等の被害が生じるとともに、いまだに予約キャンセルが相次ぐなど、宿泊観光産業の経営に大きな被害が生じているところである。

ついては、国においては、能登半島地震や大船渡市山林火災を風化させることなく、必要な支援を実施・継続していただきたい。

3. 温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録への支援のお願い

現在、宿泊観光業界を挙げて温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組の支援を行っているところであるが、国の方でも力強くご支援お願いしたい。

また、温泉の文化的な価値を広く発信するとともに温泉文化を次代へと守り伝えていくため、各地で啓発イベントを開催するなど、温泉地の活性化・観光振興に取り組んでいただきたい。

4. 観光地の価値を毀損する廃屋の撤去の支援

令和 3 年度から実施いただいていた高付加価値化事業のおかげで、宿泊施設の高付加価値化改修が進むとともに一部の廃屋については撤去がなされたが、いまだに全国各地の観光地には数多くの廃屋が残され、観光地の価値を大きく毀損しているところである。

廃屋の撤去については、10 億円を超えるような費用がかかる場合（特にアスベストが使用されている場合には費用が大きく上昇）が多いとともに、民間主体が廃屋撤去を行いたい場合でも民間金融機関からの借入れが困難な場合も多く、国の支援をお願いしたい。

5. 宿泊施設、飲食店、滞在施設、その他の観光施設のバリアフリー化の支援

我が国を含め世界各国で高齢化が進む中、国内客・インバウンド客共に増加が見込まれる高齢者等の旅行需要を喚起し、ユニバーサルツーリズムの普及・定着を図ることが重要であるが、現状では、地方部を中心として、バリアフリー化が進んでいない宿泊施設、飲食店、滞在施設等が多く、そうした地域においては新たな需要を取りこぼすことになりかねない。

地方創生実現のためにも、早急にこうした観光施設のバリアフリー化を促進することが重要であり、宿泊施設、飲食店、滞在施設、その他の観光施設のバリアフリー化について、国の支援をお願いしたい。

特に、宿泊施設は、昨今の能登半島地震を始めとして、高齢者を含む避難者を受け入れる公的な役割も担っていることから、災害対応の観点からも、宿泊施設のバリアフリー化や防災設備の充実化等を進めていくことが重要であり、国の支援をお願いしたい。

6. 宿泊観光産業の人材不足対策・業務効率化に資する設備・サービス導入の支援

あらゆる産業で人手不足が大きな課題となる中、宿泊観光産業においても、人手不足の問題は深刻な課題となっている。

人手不足の解消に向けては、外国人材の積極的な活用も不可欠であるが、宿泊施設で働く外国人の希望者は多いものの雇用が進んでいない現状もあるため、マッチングイベントやジョブフェア、宿泊観光産業の魅力等の周知に係る PR 活動について、国の支援をお願いしたい。

一方で、こうした外国人材の雇用までには一定の時間を要することから、喫緊の人手不足解消のためには、省人化に必要となる設備投資や改修などを通じた人材の効果的な配置とサービス水準向上を強化する取組を進めることも必要不可欠であり、こうした取組への国の支援をお願いしたい。

7. 宿泊施設におけるサステナビリティに配慮した設備導入の支援

世界的に地球環境保護の取組が進められる中、インバウンド客を中心にサステナブルな旅行や宿泊施設の選択傾向が高まっており、宿泊施設においてもサステナビリティに配慮した設備の導入が求められている。

我が国が世界から選ばれるデスティネーションになるためにも、多くの宿泊施設がサステナビリティ配慮の施設になっていくことが重要であり、こうした取組への国の支援をお願いしたい。

8. 生活衛生関係営業対策事業による支援

宿泊施設はインバウンド客の滞在拠点となるとともに、自然災害発生後の二次避難の受け入れ先となっており、生活衛生関係営業の中でも宿泊観光業は、国民の生活に密接なサービスや商品を提供するだけでなく、経済成長に資するとともに国民の安全・安心を守る、という役割を持っている。

しかしながら、宿泊観光事業者の中にはハード・ソフト両面からインバウンド客対応に適さない事業者が存在するとともに、自然災害発生時の避難マニュアルなどが整備されていない事業者も多いのも事実であり、国において、こうした事業者がインバウンドの滞在拠点や自然災害発生後の二次避難受け入れ先となるための必要な支援をお願いしたい。

9. 地域及び宿の魅力発信の支援

観光立国推進基本計画において「国内交流拡大」が大きな戦略の一つに掲げられる中、国内旅行を促進するためには、地域の魅力、そしてその地域に存在する宿の魅力発信が必要不可欠である。

宿泊観光業界においても、「宿フェス」の開催等を通じ、業界をあげて地域及び宿の魅力の発信に努めているところであるが、国のプロモーション予算においてこうした取組の支援をお願いしたい。

10. 海外プロモーションにおける宿文化の発信

宿に宿泊し、宿文化を体験して頂くこと自体が、自然、食事、寺院・神社などの文化遺産などと並ぶ、世界中の人々を引きつけるキラーコンテンツになっているところである。

については、JNTOには全旅連をはじめとした宿泊関係団体との連携を深めていただき、JNTOが世界各国で我が国のプロモーションを行う際には、宿文化の発信を積極的に行っていただきたい。

11. 持続可能な地域となるような事業再生の支援

宿泊観光業界は、3年にも及ぶコロナ禍による過重債務問題への対応を行う一方、人口減少・少子高齢化社会や消費者の嗜好の変化といった時代の波に合わせた変革を行っていく必要が生じている。

こうした状況も踏まえ、事業者の所有と経営の分離、事業 継承・事業譲渡、事業再編等の事業再生を進めるための支援をお願いしたい。その際には、金融的視点だけの事業再生ではなく、旅館をはじめとする我が国の宿泊観光産業の存在意義を深く理解していただいた上で、地域を持続可能な地域となるような事業再生の支援をお願いしたい。

12. 二次避難受入時におけるホテル・旅館等の利用額の基準の引き上げ

宿泊観光業界としては、自然災害発生時には、二次避難者の受入などで積極的に公的役割を果たしていきたい所存ではあるものの、現状の災害救助法上、ホテル・旅館等の利用額の基準（1泊3食）が7,000円に設定されており、現在の物価水準等を鑑みると、7,000円での受け入れは大変困難であるのも事実である。

先般の能登半島地震時には、特例的に7,000円を10,000円に引き上げ頂いたところであるが、恒久的な措置として、物価水準等に応じた利用基準額としての7,000円の見直しをお願いしたい。

13. 災害時情報連携システムの円滑な運用の支援

去年の能登半島地震の二次避難の受け入れにおいては、昨年1月18日に政府が発表した受け入れ人数枠12,000人のうち、全旅連本部が中心となって11,652名分の枠を即座に確保したところであるが、本来であれば発生直後に宿泊施設の被災者等の受入可否等の情報を集め、枠が確保されることが望ましい。

現在その教訓をもとに、自然災害発生時に、観光庁、宿泊団体、宿泊施設等の関係者が、宿泊施設の被害状況や被災者等の受け入れ可否等の情報を効率的に把握・活用することができるシステムの構築が進められているところであるが、システムだけが構築されたとしても実際の運用が円滑に行われなければ意味がなく、当該災害時情報連携システムの円滑な運用が実現できるための支援も併せてお願いしたい。

14. 自然災害対応のノウハウのアーカイブ化の支援

自然災害が発生した場合の宿泊施設の対応については、法律、条例等に基づき計画、マニュアル等が作成されているところであるが、それらの実効性を高めるためには、実際に自然災害が発生した地域の宿泊施設の経験に基づくノウハウを共有することが一番重要である。

近年でも、東日本大震災、熊本地震、胆振東部地震、能登半島地震などの自然災害が相次いで発生しており、自然災害対応のノウハウについてアーカイブ化するとともに、それを各地域に共有することについて、全旅連及び各都道府県組合に対する支援をお願いしたい。

15. 地域経営へのあり方の見直しについて

国が地域経営の担い手としてDMOに大きな期待を寄せている中、その理念に疑義を唱えるつもりはない一方で、多くのDMOが、観光業界とは関係ない事業者や、旅行会社等から構成されており、地域のことを理解していないケースが散見されている事実にも目を向けるべきであると考えます。

その点、地域の宿泊施設は「地域のショーケース」と言えるくらい、歴史的に見ても地域との繋がりが深く地域のことを熟知しており、国として、各地域の地域経営に宿泊観光事業者の参画を促すようお願いしたい。

16. 各種補助事業における申請主体の見直しについて

地域の宿泊施設は、地域との繋がりが深く地域のことを熟知しており、また、地域の価値と宿の価値が共生関係にあることも理解しており、近年、地域づくりへの積極的な貢献を行っているところである。

こうした中、観光庁をはじめとする関係省庁の地域づくりに関する補助事業においては、申請主体を地方公共団体とDMOに限るケースが多いところであるが、そこに全旅連及び各都道府県組合を加えて頂きたい。なお、全旅連及び各都道府県の旅館ホテル組合は、生衛法に基づき設立された組合であり、政策金融公庫においても、生活衛生融資枠が設けられるなど公益性の高い組織である。

17. 宿泊事業の経営実態に関する調査の実施・活用について

宿泊事業においては、多様な経営形態が存在しており、また、宿泊施設において様々な設備や人材への投資が行われているところであるため、そうした経営実態を的確に把握することで、宿泊事業者自らの経営力の強化・高付加価値化や、観光庁による施策の高度化に繋がるものと考えられる。このため、観光庁において、全旅連をはじめとする宿泊団体の協力により宿泊事業の経営実態に関する調査の実施・活用をお願いしたい。

18. 固定資産税の見直しについて

旅館・ホテルは、不特定多数の顧客に対し、建物・施設を提供し、その使用対価を主な収入とする事業であり、その事業の特性から、施設・設備の劣化が短期間で進むとともに、顧客ニーズの変化を踏まえて、3～5年程度の周期で施設・設備の更新を行う必要があること、顧客ニーズに合致しなくなった建物は経過年数が比較的短くても除去されるような状況にある。

一方で、旅館・ホテルの用に供する建物に係る固定資産税に関しては、その評価の際の基準が、こうした建物の実態に即したものとなっているとは言い難いことから、その基準を適正化する必要がある。

令和9年度の固定資産税の評価替え時には、状況に配慮した見直しを行っていただきたい。

19. 地域の交通のアシの確保について

国の方針として掲げるインバウンドの地方部への誘客は非常に重要であり、我々宿泊観光産業としても全面的に協力をさせて頂きたい。

しかしながら、地域の現状に目を向けると、例えば、北海道などにおいては、二次交通として電車やバスが選択肢とならず、タクシーの確保もままならない地域が多く存在するのも事実である。一方で、こうした地域には農業従事者を中心に、自家用車として高級車を所有しているとともに、冬には農業に従事できないことから、遊休労働力化しているという現実もあり、地域のアシの確保に活用すべきと考える。

については、インバウンドの地方部への誘客を実現させるためにも、国として、地域のこのような厳しい実情を踏まえたアシの確保施策の構築をお願いしたい。

以上